平成２７年（フ）第７３号
鹿児島県出水市武本2961番地３　ファミール・鳥帽子１号棟207号
債務者　池田淳一郎
１　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
鹿児島県出水市高尾野町下水流1344番地　メゾンＫ・ＭⅡ202号
債務者　春日　美樹（旧姓新村）
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
鹿児島県阿久根市波留2152番地
債務者　沖吉　洋之
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
鹿児島県阿久根市波留2152番地
債務者　沖吉　正子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
函館市上湯川町333番地１　カミカワパレスⅡ　101
債務者　勝瀬　和光
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３４１号
北海道茅部郡森町字森川町203番地２
債務者　田中　　誠
１　決定年月日時　平成27年12月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第７３７号
仙台市泉区南光台東２丁目15番５号
債務者　高橋　洋美
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８２号
茨城県水戸市堀町1297番地の４
債務者　齋藤　恵子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３４号
茨城県水戸市元吉田町1056－７、住民票上の住所茨城県水戸市酒門町4277番地の29
債務者　蘆川　　学
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３４２号
茨城県水戸市千波町1751番地　北葉山グリーンハイツ２棟203号
債務者　武田　ハナ
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５１号
茨城県那珂郡東海村舟石川駅西４丁目８番24号（サンハイツ101号）
債務者　結城　幸紀
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３５６号
茨城県水戸市赤塚１丁目400番地の３　シティハイム赤塚Ａ棟102号
債務者　江口　　進
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３６２号
茨城県水戸市平須町1901番地の14
債務者　川口　明子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４９号
茨城県古河市諸川1229番地２、前住所茨城県古河市小堤2014番地５
債務者　岡村惠美子
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２７４号
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町37番地21
債務者　神田　一樹
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３９号
千葉県館山市北条954番地の２　ドエル大橋103
債務者　山口　仁子（旧姓宮里）
１　決定年月日時　平成27年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
千葉地方裁判所館山支部